

毎月 11 日は

防災を「考える」日



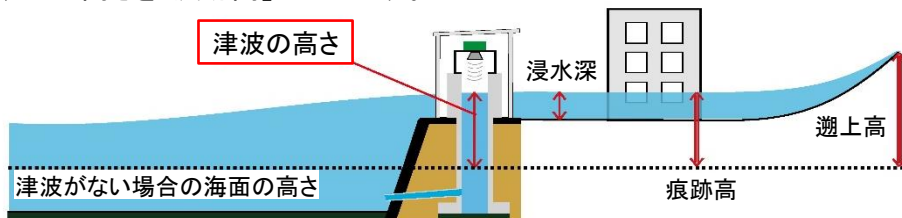
「津波の高さ」を知ろう

平成30年11月号



■ 気象庁が発表する「津波の高さ」とは

気象庁が発表する「津波の高さ」は、津波がない場合の海面からの高さで、沿岸での値となります。また、津波が内陸へ駆け上った高さを「遡上高(そじょうこう)」と呼んでいます。津波が内陸に浸水した場合の、水面から地表面までの高さを「浸水深」といい、津波が去ったあとに、建物などに残された津波の痕跡を測定した高さを「痕跡高」といいます。



※遡上高や痕跡高は「津波の高さ」で発表している値よりも高くなる場合があります。

(出典：気象庁「地震と津波」より 図は出典より加工して作成)

■ 防災基礎クイズ

Q 地震が発生したときの岩盤のずれ(断層)が生じた領域のことを何というでしょう？

毎月11日は「防災を考える日」です。

震災の教訓や災害への日頃の備えなどについて、家庭や学校、職場、地域などで話し合ってみましょう。

■ 問い合わせ先／気仙沼市総務部危機管理課防災情報係

☎:0226-22-3402 FAX:0226-22-1467 E-mail:kikikanri@kesenuma.miyagi.jp

(新報 11月号)